

令和 8 年度事業計画

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

令和 8 年度は、引き続き、研究調査・啓発普及等事業及び認証・検査等事業を着実に実施することを通じて、国民生活の向上発展に寄与する。

公益目的支出計画が令和 7 年 3 月に終了したこと及び、令和 7 年 11 月実施のアンケートで得られた会員及び JAS 認証工場からの期待と業務への提案をしっかりと受け止め、全ての事業において一つ上のサービスを提供するため、事業に要する経費、時間と労力に対して最大のパフォーマンスが得られるように計画し、実行する。

これらの事業展開に当たって専門的見地からの検討が必要な事項等については、理事会・参加会から、企画委員会、技術委員会、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会、輸入果汁委員会及び果汁研究委員会等に付託し、調査審議を行う。

I 重要事項

1 広報の強化による果汁及び果実飲料の消費拡大

ホームページ及びInstagramを通じた情報発信、果汁技術研究発表会における情報の提供、国及び自治体主催の食育フェスティバルへの参画、「果汁の日（仮）」の記念日登録等のさまざまなチャンネルを通して、果汁及び果実飲料が有する栄養、機能性やおいしさについてわかりやすく情報を提供し、消費拡大に取り組む。

➤ フェスティバルへの参加

- ・ 八王子市主催「2026 健康フェスタ・食育フェスタ」（令和 8 年 5 月 17 日開催） 他
応援参加された会員の製品の説明や試飲のコーナーを設ける予定。

➤ 「果汁の日（仮）」の記念日申請

- ・ 記念日の名称及び月日について、会員の提案をもとに決める。

2 表示 Q&A の作成

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告に関する件における I の「1 食品表示基準の改正への対応」において報告したように、改正食品表示基準は本年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行が見込まれている。本会は、消費者庁担当課の協力を得ながら、会員が改正基準の規定に基づく表示を作成する際の一助となるような、わかりやすい Q&A の作成に着手する。

3 JAS の改正の検討

果実飲料の JAS は、JAS 法の規定に基づき 5 年以内に見直すことが定められている。見直しにおいては、本会が認証している JAS 認証工場や本会の各種委員会からの意見聴取、関係団体との調整、農林水産省 日本農林規格調査会における審議等の種々の工程があり、時間を要する。前回の見直しは、令和 2 年度に作業を開始し令和 5 年 5 月に告示されており、2、3 年間で要した。次期見直しにおいて、当会は、令和 10 年 5 月までに調査会に資料を提出する必要がある。このため、令和 8 年度には会員の要望を伺い、見直しの内容の検討に着手する。

Ⅱ 研究調査・啓発普及等事業

1 果汁技術研究発表会の開催

本発表会は、果汁・果実飲料に関する最新の研究調査結果の「発表の場」の提供を通じて、果汁・果実飲料の技術水準の向上と、これらの有する健康・機能性等について広く国民一般の認知度向上を図り、国民生活の発展に寄与することを目的としている。

令和8年度発表会は、「第67回 果汁技術研究発表会」と題し、9月17日（木）に東京都渋谷区の渋谷区文化総合センター大和田 伝承ホールにおいて有料で開催する。

その発表課題は、果汁・果実飲料に関する科学技術的な研究調査の課題を広く民間企業、大学、国立研究開発法人、地方公共団体等から公募し、応募課題の中から発表に値するものを、果汁研究委員会において8～10課題程度選定する。

2 研修会の開催

1) 実務担当者研修会

本研修会は、果汁・果実飲料に関する国内外の情勢、食品表示法、JAS 制度、公正競争規約や行政庁からの関連通知等をテーマとする研修を通じて、会員及び非会員の実務担当者の資質向上を図り、もって広く国民一般への高品質で安全・安心な商品提供に資することを目的としている。

時宜を得たテーマ毎に行政庁の担当官や学識経験者を講師として、来年2月頃に有料で開催する。

また、会員から依頼があった場合には、果実飲料の表示等について出張講義（有料）を行う。

2) 食品安全に関する勉強会

会員の品質管理部門及び製造部門の職員を対象とした、食品を汚染する可能性のある化学物質及び微生物等（ハザード）に関する基礎的な情報を解説した動画を定期的に配信する。

3) その他

重要な制度改正が行われる場合等において、随時、関係者を対象とした研修会を開催し、その周知等に努めていく。

3 調査・情報収集

1) 果実・果汁関係情報・資料の収集及び整備

国内外における果実・果汁に関する生産・流通・消費及び貿易状況並びに果汁に関する新技術・新たな知見等に関する情報・資料を収集・整備する。原材料の安定的な確保、果汁・果実飲料の品質向上及び国民一般への安全・安心な商品の提供のため、関係情報・資料の積極的な収集・整備を進める。

2) その他

果汁及び果実飲料に関連する分野において、解決を要する課題が生じた場合には、関係委員会等においてその対応策等について検討を進めていく。

4 技術書の作成・配付

1) 「果汁の原料果実に使用される農薬の残留基準一覧」(仮称)の作成

令和7年7～8月に開催したりんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会、輸入果汁委員会及び技術委員会における議論を受け、データの並べ替えや検索が行いやすいエクセルで「果汁の原料果実に使用される農薬の残留基準一覧」(仮称)を作成し、会員に電子媒体で配付する。

本一覧では、海外における農薬の残留基準、及び国内外で果汁の原料果実を汚染する可能性がある汚染物質(かび毒等)の基準を対象とする。

なお、本一覧の作成に伴い、平成18年5月に制定した一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程及びその規程中の「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目一覧表」を廃止する。

2) 「果実及び果汁の農薬等残留基準」(令和8年版)

本会は、平成18年4月に本誌の初版を作成した後、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)等の改正を踏まえて毎年改訂している。令和8年度も、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に改正された部分を盛り込んだ令和8年版を作成・配付(4月を目途)する。

更新及び会員への配付は、可能な限り、消費者庁の残留農薬基準の改定に合わせる。

3) その他

果汁及び果実飲料に関連する分野において、技術書として作成することが適切と判断されるものがあつた場合には、適宜、作成・配付していく。

5 情報の提供

1) 果汁協会報(月刊)の発刊

3の調査情報収集等の実施等において得られた情報・資料については、果汁協会報(毎月25日付けで発刊)に掲載し、会員・認証工場、関係行政機関、大学及び業界紙等に無償提供(大学及び業界紙との間では資料交換方式)していくほか、広く購読希望者にも有償で提供する。

令和7年11月に実施した会員アンケートの結果を参考に、会報で取り上げる情報を見直し、より充実にしていくとともに、令和8年度内に冊子から電子媒体による配信に切り替える。

2) 果汁関係資料(年刊)の発刊

果実飲料の生産状況、JAS 格付の状況、国内外における果実・果汁の生産流通状況等の時系列的データを収集・整理した果汁関係資料(2026年版)を発刊し(11月を目途)、会員及び関係行政機関等に無償提供する。購読希望者には有償で提供する。

3) e-メール等による提供

原料用果汁の通関実績や国産果実の搾汁実績又は関係官庁からの通知のうち、1)又は2)による提供では時間的に遅過ぎると判断される案件については、その都度、e-メールにより会員、認証工場等に速やかに提供する。

6 果汁・果実飲料の啓発普及

1) 表示無料相談の受付

果汁・果実飲料の表示に関する相談・問合せが、会員や認証工場から多く寄せられている。従来と同様に、果汁及び果実飲料の表示に関わる諸法規のうち、食品表示法に基づく食品表示基準及び景品表示法に基づく果実飲料等の表示に関する公正競争規約等を中心に、会員や認証工場に無料で丁寧に説明する。

また、本会活動の啓発普及等の見地から、会員以外の事業者や一般消費者からの相談・問合せについても対応する。

2) 果実飲料の JAS の啓発普及

農林水産省の消費者の部屋での果実飲料や JAS 製品の展示協力、JAS の普及啓発のポスター等により、果実飲料の JAS の啓発普及を図る。

また、本会も参画する JAS の登録認証機関連絡協議会（事務局は一般社団法人日本農林規格協会。農林水産省も参画）において、JAS を有する各種食品業界と連携して、JAS の啓発普及等を検討する。

7 関係官庁への協力と意見の提出

1) 関係官庁からの調査依頼・周知依頼への協力

関係官庁からの調査依頼があった場合には、会員等の協力を得てこれに協力していくほか、会員等への周知依頼があった場合には、これに積極的に協力する。

2) 果実飲料業界としての意見提出

関係省庁が主催する審議会、検討会を適時に傍聴し、政府の施策方向を事前に的確に把握する。現在動いている食品表示の在り方について、消費者庁主催の食品表示懇談会等を通じて積極的に情報を収集し、必要な場合には、果実飲料に関する表示改正が会員の意向に沿ったものとなるよう意見具申等に努める。

さらに、果汁及び果実飲料に関連する事項を含むパブリック・コメントの募集に対しては、積極的に意見を提出する。

8 委員会の開催

本会の円滑な事業展開を図っていくため、次に掲げる各委員会等を開催していくほか、必要に応じて、委員会の下部組織を設けて、専門的な事項について調査検討を進めていく。

1) 企画委員会

本会の業務運営、広報活動等について協議すべき事項が生じた場合に随時開催する。

2) 技術委員会

果汁に関連する技術的事項について協議すべき事項が生じた場合に随時開催する。また、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会及び輸入果汁委員会と協調し、食品表示基準の改正に向けた準備や「果汁の原料果実に使用される農薬の残留基準一覧」（仮称）について、技術的見地から検討していく。

3) りんご搾汁委員会

国産りんご果汁に関する資料・情報を関係会員相互に交換し合うとともに、課題や問題点等が生じた場合には、その解決策を見出していくものとする。また、技術委員会と協調して、食品表示基準の改正に伴う対応や国産りんご果汁に関する「果汁の原料果実を使用される農薬の残留基準一覧」（仮称）の策定・見直しを行う。

4) かんきつ搾汁委員会

国産かんきつ果汁に関する資料・情報を関係会員相互に交換し合うとともに、課題や問題点等が生じた場合には、その解決策を見出していくものとする。また、技術委員会と協調して、食品表示基準の改正に伴う対応や国産かんきつ果汁に関する「果汁の原料果実を使用される農薬の残留基準一覧」（仮称）の策定・見直しを行う。

5) 輸入果汁委員会

輸入果汁に関する資料・情報を会員相互に交換し合うとともに、課題や問題点等が生じた場合には、その解決策を見出していくものとする。また、技術委員会と協調して、食品表示基準の改正に伴う対応や輸入果汁に関する「果汁の原料果実を使用される農薬の残留基準一覧」（仮称）の策定・見直しを行う。

6) 果汁研究委員会

第 67 回果汁技術研究発表会（9 月 17 日（木）、東京 伝承ホール）を主導していくほか、果実飲料に関する科学技術的な課題等が生じた場合には、下部組織を設置するなどにより、検討を進めていく。

Ⅲ 認証・検査等事業

1 JAS 関係業務の実施

1) JAS 認証工場の認証審査

この事業の目的は、果汁・果実飲料に関する JAS 法に規定する登録認証機関としての本会が、同法に規定する格付を行う事業者の認証等を行うことにより、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益を保護し、もって国民生活の発展向上に寄与することである。

果実飲料製造事業者等から JAS 法に基づく認証申請があった場合には、速やかに認証に向けた審査手続きを進めていく。

2) JAS 認証工場の認証後の確認調査

1)により認証された工場については、認証業務規程（平成 18 年 3 月 10 日農林水産大臣登録）に基づき、果実飲料（有機を除く。）にあっては前回の確認調査日から 1 年半以内の日に、有機加工食品にあっては概ね 1 年以内の日に、認証当初の諸条件が引き続き確保されているか否か

確認調査を行うことが求められている。

当該確認調査を適時・的確に実施するとともに、果実飲料製品（有機を除く。）にあっては必要により当該工場で製造された市販品の買上げ検査を行う。

3) JAS 製品の依頼検査

2) の認証工場のうち、いわゆる「B 基準」の工場については、JAS 格付のための検査を第三者機関に依頼して行う必要がある。

本会は、この第三者機関としての依頼検査の受入に積極的に対応する。

4) 表示包装等審査登録

3) の依頼検査を受入れた認証工場の JAS 製品に係る表示包装等の内容について審査し、当該表示包装等の内容が関係法令に適合している場合には、当該表示包装等を登録する。

5) JAS 認証工場品質管理責任者等専門講習会

JAS 法の規定に基づき、果実飲料（有機を除く。）認証工場の品質管理責任者、格付責任者及び格付担当者の資格取得のための講習会を開催する。

なお、有機加工食品に係る講習会については、従来どおり、（一社）日本農林規格協会に依頼する。

6) JAS 法に関する周知

JAS 法に基づく政令、省令や各種の通知等について情報収集するとともに、会員や認証工場に周知する。

7) 新たな認証工場の開拓

近年、果汁・果汁飲料の製造業界において、JAS 認証工場が減少傾向にある（令和 5 年度 68 工場、令和 6 年度 65 工場、令和 7 年度 59 工場）。このような中、新たな工場からの認証申請を待つのではなく、JFS-C 規格、ISO22000 規格及び FSSC22000 規格の非認証工場のリサーチ、広報活動の強化等を通じて、積極的に新規の工場を開拓していく。

2 一般依頼検査等の実施

従来と同じく、以下の検査を積極的に受付け、実施する。

① 一般依頼検査

〔JAS 格付に直接連動しない果実飲料の JAS 検査項目（旧検査項目を含む。）の検査〕

② シイクワシャー果汁識別依頼検査

〔平成 16 年 9 月から実施しているシイクワシャー果汁へのカラマンシー果汁混入の有無を識別するための検査〕

③ 耐熱性好酸性菌（TAB）依頼検査

〔平成 17 年 4 月 1 日から実施している耐熱性好酸性菌統一検査法（平成 15 年 3 月に本会が策定）による検査〕

3 残留農薬等分析試験・証明の廃止

I の 4 の 2) の検討を受け、一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程（平成 18 年 3 月 24 日制定）の廃止に伴って、残留農薬等分析試験・証明業務を廃止する。

IV 設備

本会が賃借している 3 階会議室を解約し、7 月末日までに家主に返却する。6 階事務所に会議室を設置し、本年 8 月以降に開催される対面及びリモートの各種会議の拠点とする。

V 総会及び理事会等の開催

1 総会

定款第 22 条第 1 項に基づき、令和 7 年度の事業報告及び決算報告等のための第 86 回通常総会を、本年 6 月に開催する（現在のところ、6 月 17 日を予定）。

また、同条第 2 項に基づく臨時総会の開催が必要となった場合には、臨時総会を開催する。

2 理事会・参与会

第 86 回通常総会に先立って、定款第 37 条に基づき書面にて第 1 回理事会・参与会を開催する（現在のところ、5 月中下旬を予定）。

また、令和 9 年度の事業計画及び収支予算のための理事会・参与会を、来年 3 月頃に開催する。

さらに、定款第 32 条第 2 項に基づく臨時理事会の開催が必要となった場合には、臨時理事会を開催する。

3 執行役員会

定款第 12 条第 3 項に規定する執行役員（会長理事、副会長理事及び専務理事）の会合を、随時開催する。

VI 入会の勧誘

新たな入会申請を待つのではなく、未加入の果汁・果実飲料関係企業を中心に、広報活動を通じて入会の勧誘を進める。

VII 関係団体との連携

【研究調査・啓発普及等事業関連】

果汁・果実飲料の公正な取引の推進、飲料容器の散乱防止・リサイクル等に携る次に掲げる主な関係団体の事業への積極的な参加を通じて、本会の社会的責任を果たして行く。

① 果実飲料公正取引協議会

〔果実飲料の適正表示を推進する目的で設立された団体〕

- ② 飲料用紙容器リサイクル協議会
〔飲料用紙容器の回収・リサイクルを推進する目的で設立された団体〕
- ③ PET ボトルリサイクル推進協議会
〔PET ボトルの回収・リサイクルを推進する目的で設立された団体〕
- ④ 公益社団法人 食品容器環境美化協会
〔飲料容器のポイ捨て等による散乱防止を推進する目的で設立された団体〕
- ⑤ 一般財団法人 食品産業センター
〔食品産業の健全な発展等を目的に設立された団体〕

【認証・検査等事業関連】

一般社団法人 日本農林規格協会（JAS 制度及び JAS 製品の普及を目的に設立された団体）の事業への積極的な参加を通じて、本会の社会的責任を果たしていく。